

2019年12月2日

第136期及び第137期理事 会計 大塚

第136期及び第137期理事 会計補佐 中野

## 【調査報告】

元学生理事らによる

学友会運営費の不正利用について

(簡易版)

## 事実

### ○印刷代援助に係る不適切な支出

学友会では、加盟団体やクラス等に対して、窓口で日常的な援助活動を送っております。ここで取り扱われるのは、活動物資を援助する「現物援助」と、印刷にかかった費用を現金で還付する「印刷代援助」の2種類です。加盟サークルやクラスには、毎月一定の援助枠が割り振られ、その枠の範囲内で様々な援助を受けることが可能になっています。

この度、学友会学生理事会では、2015年6月から2019年5月までの印刷代援助で申請に使用された領収書の記録を調査いたしました。その結果、(1)不正と断定できるもの、(2)不正と断定できないまでも不正の可能性のあるもの、(3)その他望ましくないものがございました。

調査結果を以下に記します。

#### (1) 不正と断定できるもの

- イ. コンビニの領収書のうち、額面に10円未満の端数があるもの<sup>1</sup>
- ロ. コンビニの領収書のうち、非課税品を購入しているもの<sup>2</sup>
- ハ. コンビニの領収書のうち、「クレジットカード等の支払い」という記述があるもの<sup>3</sup>
- ニ. 印刷機の取り扱いが無い店舗での領収書<sup>4</sup>
- ホ. 印刷機を取り扱う店舗での領収書ではあるが、領収書の形式から明らかに印刷機の使用によるものではないと断定できるもの<sup>5</sup>

#### (2) 不正と断定できないまでも不正の可能性のあるもの

- ヘ. コンビニの領収書のうち、上記イからホまでに該当しないが、但し書きに「プリント代」やそれに類似する文言の印字がないもの、特に「プリント代」等の但し書きが手書きで加えられているもの

#### (3) その他

- ト. 紙代<sup>6</sup>

---

<sup>1</sup> コンビニの印刷機の使用料単価はいずれも10円の倍数です。

<sup>2</sup> コンビニの印刷機使用は課税対象です。非課税品は主にプリペイドカードが該当します。

<sup>3</sup> 印刷機横に設置された精算機に硬貨紙幣を投入することでしか印刷機は使用できません。

<sup>4</sup> 各店舗に電話にて印刷機を取り扱っているかを確認いたしました。

<sup>5</sup> DAISO等の領収書が該当します。店舗まで赴き、印刷機使用に伴う領収書の形態と、レジで発行される領収書の形態の違いを確認いたしました。

<sup>6</sup> 窓口担当者の不注意で受理されたものであると考えられます。

チ. 駒場購買部での物品の購入<sup>7</sup>

リ. 生協コピー機の領収書<sup>8</sup>

〈印刷代援助の不正受給及び不正受給疑惑〉

前項の(1)に該当する領収書はすべて元学友会学生理事を受取人とする印刷代援助であることが判明しております。これについて、学友会学生理事会では、(1)に該当する領収書を不正受給、(2)に該当するもののうち受領者署名に元学生理事の名前が記載されているものを不正受給疑惑として計上しました。

・A元学生理事(会計)について

不正受給総額	¥37,020-
2018年度分	¥17,692-
2017年度分	¥19,328-
2016年度分	¥0-
不正受給疑惑総額	¥17,850-
期間(疑惑含む)	2016年7月15日～2018年11月30日

・B元学生理事について

不正受給総額	¥411,220-
2018年度分	¥232,890-
2017年度分	¥164,660-
2016年度分	¥13,670-
不正受給疑惑総額	¥301,280-
期間(疑惑含む)	2016年7月6日～2019年1月10日

また、受領者署名が当該元学生理事らのいずれでもないが、次項に挙げる本件の関与団体に対する印刷代援助で、前項の(2)に該当するものも不正受給疑惑として計上しました。

・学生C<sup>9</sup>について

不正受給疑惑総額	¥2,090-
----------	---------

<sup>7</sup> 窓口担当者の不注意で受理され、以後訂正されなかったものであると考えられます。

<sup>8</sup> 調査時においては、コミプラ1F設置のコピー機を使用した際、領収書の発行願いを駒場購買部サービスカウンターに申し出ると、実際に使用したかの確認なしに言い値で領収書を発行することが可能であると分かりました。

<sup>9</sup> A、B元学生理事と同じクラスで、次項に挙げる本件の関与団体の新規加盟申請書に名前が記載されている人物。

・学生 D<sup>10</sup>について

不正受給疑惑総額                    ¥2,100-

その他の団体への不適切と思われる印刷代については、前項の「ト」「チ」に該当する誤った現金還付と、「リ」に該当する不透明な現金還付がありました。

〈印刷代援助の不正な受給の対象となった団体等〉

不正受給及び不正受給疑惑の対象となった援助が支給された団体等は、以下の通りです。

・受領者署名が A 元学生理事になっている不正受給及び不正受給疑惑について

2016 年度入学文科一・二類 7 組

ジャズダンスサークル FreeD

A 元学生理事の理事総務用個人枠

・受領者署名が B 元学生理事になっている不正受給及び不正受給疑惑について

2016 年度入学文科一・二類 7 組

Amourette<sup>11</sup>

Discussion Section<sup>12</sup>

E. S. S

FINAL LINE

ITB<sup>13</sup>

NEXT LINE

UT Info Station

YouTube 研究所

ウッドペッカー

ガイドセクション<sup>14</sup>

スピーチセクション<sup>15</sup>

ドラマセクション<sup>16</sup>

仮想通貨研究所

五種会

---

<sup>10</sup> 受給したサークルの書類に名前の記載がなく、筆跡から A 元学生理事が記入したと考えられます。

<sup>11</sup> 旧登録名「Amourette. Tennis. Team.」も含む。

<sup>12</sup> 東京大学 E.S.S の 1 パート。

<sup>13</sup> 旧登録名「第一高等学校 東京大学弁論部」も含む。

<sup>14</sup> 東京大学 E.S.S の 1 パート。

<sup>15</sup> 東京大学 E.S.S の 1 パート。

<sup>16</sup> 東京大学 E.S.S の 1 パート。

長旅研究会  
放課後

以上の団体等は、活動実態に関していくつか分類ができます。以下、補足として記します。

- ① クラス、2015年度以前から学友会に加盟するサークル、及び理事総務用個人枠  
2016年度入学文科一・二類7組  
E. S. S  
ITB  
A元学生理事の理事総務用個人枠
- ② 2016年度以降にA、B両氏あるいはいずれかが学友会担当者として学友会に新規加盟申請をしたサークルで、2015年度以前の活動実態が確認できる団体  
ジャズダンスサークル FreeD  
Amourette  
Discussion Section  
ウッドペッカー  
ガイドセクション  
スピーチセクション  
ドラマセクション
- ③ 2016年度以降にA、B両氏あるいはいずれかが学友会担当者として学友会に新規加盟申請をしたサークルで、2015年度以前の活動実態が確認できない団体  
FINAL LINE<sup>17</sup>  
NEXT LINE<sup>18</sup>  
UT Info Station<sup>19</sup>  
YouTube 研究所<sup>20</sup>

---

<sup>17</sup> 2017年9月16日に新規加盟申請。「全世界に向けて、面白い動画・コンテンツを発信する」サークルとして「9月14日設立」と記載されています。申請書にはA、B氏の名前。

<sup>18</sup> 2016年4月21日に新規加盟申請。「ディベート」サークルとして「新規結成」と記載されています。申請書にはB、C氏の名前。

<sup>19</sup> 2016年7月6日に新規加盟申請。「シケプリや過去問の共有」や「イベント情報」の共有を目的とするサークルとして、申請日と同日に「設立」と記載されています。申請書にはB氏のほかに、A、B、C氏と同じクラスであるE、F氏の名前。

<sup>20</sup> 2018年3月28日に新規加盟申請。「東大生のYouTube進出」を目的とするサークルとして「2018年設立」と記載されています。申請書にはA、B氏の名前。発注されたビラが学友会室に放置されており、比較的サークルらしい活動を行う予定だったと思われます。

仮想通貨研究所<sup>21</sup>

五種会<sup>22</sup>

長旅研究会<sup>23</sup>

放課後<sup>24</sup>

なお、③に該当するサークルは、サークルオリエンテーション等のオリエンテーション委員会が統括する新歓活動に参加していないことが確認されました。

〈コンビニ調査依頼の結果〉

学友会学生理事会では、前々項の〈印刷代援助の不正受給及び不正受給疑惑〉の(2)不正と断定できないまでも不正の可能性のあるもの」に該当する領収書について、コンビニに領収書の明細を調査することを依頼しました。調査の結果判明したことを以下に記します。

通常の購買時に領収書を発行する場合、領収書と同時に同金額のレシートが発行されますが、この領収書とレシートは通し番号等によるシステム上の紐づけがなされていません。つまり、学友会に提出された領収書をもって、その領収書に付随するレシートの検索をコンビニに依頼することは不可能となります。一方、領収書に記載された時刻と金額を用いて、およそ同時刻に発行された同金額のレシートを検索することは、データが残っている範囲に限り可能です。

- ・レシートと領収書は通し番号等で紐づけされていない
- ・領収書に記載された時刻と金額を参考に同時刻同金額のレシートを検索できる

理事会では後者の調査方法をコンビニに依頼しました。領収書の発行時刻直前に同金額の購買があった場合を限りなく不正に近い領収書(群 A)とし、領収書の発行時刻直前に同金額の購買がなかった場合を限りなく正当<sup>25</sup>な領収書(群 B)としました。また、諸々の理

---

<sup>21</sup> 2017年12月7日に新規加盟申請。「仮想通貨の情報を共有する」サークルとして「新規結成」と記載されています。申請書にはA、B氏の名前。

<sup>22</sup> 2017年11月27日に新規加盟申請。「認知度の低い五輪五種」のサークルとして「2017年に設立」と記載されています。申請書にはB、E氏の名前。

<sup>23</sup> 2017年3月28日に新規加盟申請。「バックパック」サークルとして「2016/2/1 設立 16/7 会員 100 名突破」と記載されています。申請書にはB氏と、これまで挙げた人物・団体と関係ないと思われる学生G氏の名前。

<sup>24</sup> 2017年4月24日に新規加盟申請。「テーブルゲーム」サークルとして「新規結成」と記載されています。申請書にはB氏とこれまで挙げた人物・団体と関係ないと思われる学生H氏の名前。

<sup>25</sup> ここで「限りなく」という文言を使う意図として、この調査方法においては不正であれ正当であれ断定が不可能であるという考えに基づいています。例えば、別人が同時刻に同金額の購買をした可能性を完全には排除できない以上、不正と断定することはできません。また、購買後数時間経ってからレシートをレジに提示し領収書の発行を願い出た可能性を排除できない以上、正当な領収書であるとも断定することはできません。

由<sup>26</sup>によりいずれとも判断がつかなかったものを不明な領収書（群 C）としました。以下にその内訳を記載します。繰り返しになりますが、次に記しますのは上項「印刷代援助の不正受給及び不正受給疑惑」の（2）に該当する領収書、つまり不正受給疑惑総額の内訳になります。

・A 元学生理事（会計）について

	A	B	C
2018 年度分	¥4,260	¥720	¥2,590
2017 年度分	¥8,730	¥0	¥0
2016 年度分	¥1,550	¥0	¥0
三年間	¥14,540	¥720	¥2,590

・B 元学生理事について

	A	B	C
2018 年度分	¥31,100	¥250	¥27,700
2017 年度分	¥96,850	¥7,720	¥66,860
2016 年度分	¥4,430	¥0	¥66,370
三年間	¥132,380	¥7,970	¥160,930

○モバイル Wi-Fi ルーターの不正使用

2017年10月より、モバイルWi-Fiルーター（通称「ポケットWi-Fi」）を学友会名義で契約している業務用ネット回線に上乘せする形で契約し、その後2019年6月末まで元理事らが個人使用していました。当初は外出先でも業務ができることを目的として契約するかどうかという話があったとのことですが、この情報は議事録等にも記載されておらず、実際に契約したかどうかを知っている人物は当該元理事ら二人以外にはいなかったことが確認されています。また、実際に外出先で業務をしたという記録も確認されていません。

学友会学生理事会では、通信費の支出のうち、このモバイルWi-Fiルーター利用分に係る金額を不正受給として計上しました。以下に具体的な金額を記します。

2019年度決算分（予定） ¥28,665<sup>-27</sup>

<sup>26</sup> 「コンビニ側のデータが残っていない」「調査依頼拒否」「領収書に時刻が記載されていない（日付のみ記載）」「理事会が領収書を発見するのが遅れたため未だ調査依頼が完了していない」

<sup>27</sup> 発覚（6月）時点で解約して違約金を払った場合と、更新月まで契約し続け10月で解約した場合とで比べると、前者の場合わずかに請求額が小さくなる見込みだったため、6月末に解約することになりました。

2018年度決算分	¥52,920-
2017年度決算分	¥22,350-

#### ○予算援助の不正受給疑惑

学友会学生理事会では、窓口の援助だけではなく、サークルに対して予算援助の割り振りを行っています。通常では、予算援助の申請は会計状況及び会計報告に関して一定の条件を満たしたサークルが行えるものとなっています。学友会学生理事会では、条件を満たないサークルには援助を行わないか、援助が妥当と思われる金額から一定割合・一定額を差し引いた額を援助しています。

2016年Aセメスター頃から会計の役職を引き継いだA元理事は、2017年予算援助及び2018年予算援助の内容に関して中心的な立場にいたにもかかわらず、適切な書類管理を行いませんでした。そのため、2017年予算援助の際にサークルから提出された予決算書の大部分、及び2018年予算援助における予決算書の一部が今なお紛失している状況にあります。

現在、学友会学生理事会が問題にしているのは、2018年度予算援助において、B元理事が学友会担当者及び会計責任者として登録されていた加盟サークル2団体に合計¥170,000-の予算援助が振り込まれているということです。当該団体は以下の通りです。

Amourette	¥70,000-
長旅研究会	¥100,000-

これらの団体は、学友会担当及び会計責任者をB元学生理事としているサークルであり、「印刷代援助の不正受給及び不正受給疑惑」で報告した〈印刷代援助の不正な受給の対象となった団体等〉にも該当しています。2018年度サークル予算援助においてはこれ以外にも、「ジャズダンスサークルFreeD」(援助予定額:¥150,000-)、「放課後」(援助予定額:¥20,000-)が予算援助最終案に記載されていますが、これらの援助は会計口座登録が行われなかったため、実際には予算援助が振り込まれることなく終わりました。いずれにせよ、援助対象及び金額の決定に関して、明らかに不備があるものと想定できる状況であるにもかかわらず、参照できる資料が今のところ存在しないという状況にあります。

## 経緯

総会に至るまでの経過を報告いたします。

昨年12月末、A元学生理事から会計を引き継いだ大塚理事により、印刷費として認められない領収書が印刷代援助の記録ファイルに納められているのが発見されたのが発端です。以後、領収書の確認やコンビニへの問い合わせ等の調査を2ヶ月以上続けました。その結果、2018年度会計に算入する分だけで20万円以上の不正な還付を受けていたという事実が発覚しました。

当時の学友会学生理事会では、当該元理事に対して強制力のある返還請求を行うための後ろ盾として、学生支援課に協力を要請しました。これは、本件が規模・手段ともに学友会学生理事会の所有する内部記録十数年分に類例のない不正支出だったこともあり、適切な対応を模索していたゆえの方策でもあります。

3月末、事実関係を追及すべく、学友会学生理事会ではA・B両元理事を呼び出しました。印刷代援助に関する認識を二人に問うたところ、「ルール上問題なく、印刷代といえば印刷代になる」との返答を受けました。理事会からは、不正な支出として認められた金銭的損害を補償してほしいことと、支援課から聴取の連絡があるかもしれないことの2点を強調し、不正の認定に関しては平行線で終わりました。

学生支援課から返答が来たのが6月末でした。様々な角度から検討した結果、本件に対しては基本的に関与を控えること、また、教員との合同理事会での決算作成及び教員評議員会での決算承認については通るように教員側に掛け合うことが学生理事会に伝えられました。決算承認に関しては、学友会学生理事会もこれに同意しました。

この時点で、今回の会計不正に関しては

- ①合同理事会（教員+学生）で会計から不正を報告し、損金として計上した上で決算を評議員会へ提出（8月）
- ②教員評議員会で不正を報告し、損金として計上した上で決算を承認（同日）
- ③合同評議員会（文代+運代+クラ代）で不正を報告し、損金として計上した上で決算を承認（10月）
- ④不正に関する詳細な報告書を作成し、総会で概況を報告（12月）

という一連のスケジュールで公表に至ることが予定されました。そして、現在(138期総会)ではこのスケジュールどおり④の段階にいるという次第であります。

対応

○元理事らによる学友会運営費の不正利用及び不正利用疑惑に関して

不正利用と断定できる支出に関しては、学友会学生理事会として返還を求めてきました。2019年12月2日現在、2018年度決算に損金として計上した金額（¥303,502-）が既に学友会の口座に振り込み済みであることが確認されております。学友会学生理事会では、これをもって当該学生二名に返金の意思があるとし、2017年度会計における損金（¥206,345-）及び2016年度会計における損金（¥13,670-）の返金を継続的に求めます。

また、不正利用とは断定できないまでも不正利用と疑う余地のある支出に関しては、当該学生二名に対して説明を要求しております。内容如何によっては、当該支出の一部又は全部を不正利用に相当するものとして返還を要求する見込みです。

以上の方針を学友会の執行機関たる学生理事会だけではなく、学友会としての決定とするため、評議員会の議題として取り上げる予定です。

○今後の不正防止策について

印刷代援助に関わる明示的なルールが存在しなかった点を反省し、不正防止の規則的根拠となる新規則及び規則改正案を評議員会へ提出する予定です。また、印刷代援助と同じく成文規則が存在していないいくつかの業務に対しても、同様に規則を考案していく方針です。現状認められている制度から一部退行していると判断される箇所もあるかと思いますが、評議員会での議論をもって応答していただければと思います。

新規則策定にあたっては、次ページより「学友会の会計に関する規則」及び「窓口援助に関する規則」並びに「『サークルの加盟等に関する規則』の改正案」を参考資料として記載させていただきます。「学友会の会計に関する規則」は、主に学友会学生理事会の会計担当者の任務を規約以上に細分化し、会計に対する異議申し立てを制度的に保障することを目的としております。「窓口援助に関する規則」は、窓口での援助活動の範囲を確定させるとともに、これまで明文化されていなかった事項を、特に印刷代援助の対象と対象外の境界が画定されるように作成いたしました。

また、今回の不正に関する詳細な報告文書を作成し、広くこれを配布することで、今後の学友会執行部や評議員サークル、他自治団体の方々だけでなく、学生全体の会計、監査意識の向上につなげることを目指します。長期的には監査マニュアルのような文書を公開することが目標です。

## ●窓口援助に関する規則

### ■第一章 総則

(目的)

#### 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会規約第二三条に定める加盟団体等への援助に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

#### 第二条

- 一 「窓口援助」とは、学生理事会の窓口が受け渡しの場となる援助をいう。
- 二 「現物援助」とは、窓口援助のうち、物品をもって支給する援助を指す。
- 三 「印刷代」とは、活動の過程で発生した印刷費のことをいう。
- 四 「印刷代援助」とは、窓口援助のうち、印刷代の補償をもって支給する援助を指す。
- 五 「援助対象者」とは、窓口援助の申請を行う資格のある主体を指す。
- 六 「値段」とは、学生理事会が現物援助の対象となる物品ごとに割り振る特別の値をいい、単位は「円」とする。
- 七 「援助残額」とは、援助対象者が有する特別の値をいい、学生理事会が現物援助を支給した場合、物品の値段の分だけ差し引かれ、理事会が印刷代援助を支給した場合、領収書の金額の分だけ差し引かれる。
- 八 「援助枠」とは、月ごとに割り当てられる援助残額の加算分をいう。

(援助の合目的性)

#### 第三条

- ①理事会は、窓口援助による利益を得る者の権利を実現することに資すると認められる限りにおいて、窓口援助を支給するものとする。
- ②理事会は、前項に掲げる目標が達成されない場合及び運営上の理由がある場合を除き、窓口援助の支給を拒んではならない。

(開室時間)

#### 第四条

- ①理事会は、窓口援助の受け渡しを保証する目的で、窓口を開設する時間を設ける。理事会は、開設の予定日の七日以前に日程を告知しなければならない。
- ②理事会は、窓口を開設していないことをもって、窓口援助の支給を拒む運営上の理由とすることができる。

### ■第二章 援助枠

(援助対象者)

#### 第五条

①援助対象者は、加盟申請中サークル、加盟サークル、教養学部前期課程生によって構成されるクラス、理事及び総務である。

②クラスの定義は、活動実態やカリキュラム等を参考に、理事会がこれを定める。

(援助枠)

#### 第六条

各援助対象者に割り振られる援助枠は、別表1の通り加算する。

(援助残額の消費順序)

#### 第七条

援助残額は、前月の援助枠から優先的に差し引かれる。

(援助残額の下限)

#### 第八条

理事会は、援助残額が0を下回らない値となるよう、窓口援助を支給しなければならない。

(有効期間)

#### 第九条

援助枠は、援助残額に追加された翌々月に失効する。

(資格の変更)

#### 第十条

サークルやクラスの資格が変更された場合において、援助枠が変更したときは、当日から新しい適用を受ける。

### ■第三章 物品援助

(物品援助)

#### 第十一条

理事会は、援助対象者に対して、物品の支給をもって現物援助を行うことができる。

(援助品目及び値段等)

#### 第十二条

現物援助で取り扱う物品の品目、金額その他現物援助に関わる事項は、理事会がこれを管理する。理事会は、現物援助に関わる事項の変更を決定した場合、遅滞なく加盟サークルの学

友会担当者及びクラスの学友会連絡委員に報告しなければならない。

#### ■第四章 印刷代援助

(印刷代援助)

##### 第十三条

理事会は、援助対象者に対して、印刷代の補償をもって現物援助を行うことができる。

(印刷代援助の申請)

##### 第十四条

印刷代援助の申請は、月ごとに一度までとする。

(領収書の様式)

##### 第十五条

印刷代援助の対象として認められる領収書の様式は、別表2の通り定める。

(領収書の申請期間)

##### 第十六条

①加盟サークルが印刷代援助を申請する場合は、印刷代援助を受ける日と同一年度内の領収書を対象とする。

②前項の規定にかかわらず、四月一日から四月三十日までの期間において、加盟サークルが印刷代援助を申請する場合は、援助を受ける日と同一年度内の領収書及びその前年度内の領収書を対象とする。

#### ■第五章 補則

(改廃)

##### 第十七条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

附則

この規則は、2020年1月1日から施行する。

##### 別表1

(援助対象者) (援助枠)

理事及び総務：1,500円/月

学友会加盟申請中サークル：2,000円/月

評議員サークルでない学友会加盟サークル：3,000 円/月

評議員クラスでない教養学部クラス：3,000 円/月

評議員サークル：4,000 円/月

評議員クラス：4,000 円/月

## 別表 2

以下の様式から外れる領収書は、印刷代援助の対象として認めない。

- 一 学生会館運営委員会が発行した領収書で、印刷費として認められる記載があり、学生会館運営委員会の印があるもの。
- 二 教養学部学生自治会が発行した領収書で、印刷費として認められる記載があり、教養学部学生自治会の印があるもの。
- 三 印刷を業務とする会社が発行した領収書で、印刷費として認められる記載があるもの。
- 四 小売店が発行した領収書で、印刷費として認められる記述が印字されているもの。

## ●学友会の会計に関する規則

### ■第一章 総則

(目的)

#### 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会規約第四条その他に定める本会の資産の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(会計年度)

#### 第二条

本会の会計年度は、本会規約第五〇条の規定を適用する。

(会員に対する情報開示)

#### 第三条

理事会は、本会会員が本会の資産に関する情報の開示を請求した場合、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

### ■第二章 予算

(予算の作成及び提案)

#### 第四条

理事会は、会計年度ごとに本会の予算を作成し、評議員会へ提案しなければならない。

(予算の承認)

#### 第五条

本会の予算は、会計年度ごとに文化部代表評議員会、運動部代表評議員会、クラス代表評議員会及び教員代表評議員会の評議員会各会の審議を経て、当該評議員会各会の議決をもってこれを承認する。

(予算の報告)

#### 第六条

理事会は、評議員会各会の承認を得た後、本会の予算を総会へ報告しなければならない。

### ■第三章 決算

(収支の管理)

#### 第七条

理事会は、会計年度ごとに本会の収入と支出を記録し、管理する。

(不正調査の義務)

#### 第八条

理事会は、本会の資産の管理において、不正な収支、不明金その他の瑕疵があることを確認した場合、これの原因究明に努めなければならない。

(決算の作成)

#### 第九条

理事会は、会計年度を一年としたときの半年ごとに決算を作成しなければならない。

(決算の提案)

#### 第十条

理事会は、会計年度ごとに本会の決算を監査に付した後、評議員会へ提案しなければならない。

(会計監査委員の職務)

#### 第十一条

- ①会計監査委員は、本会の収支決算に関する理事会の職務の執行を審査する。
- ②会計監査委員は、いつでも、理事会の業務及び財産の状況を調査することができる。理事会は、会計監査委員から本会の収支決算に関する情報の開示を求められた場合、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- ③会計監査委員は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは社会通念一般に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合、当該行為によってこの本会に著しい金銭的損害が生じ、もしくは生じるおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監査要求)

#### 第十二条

会計監査委員は、理事会の作成する本会の収支決算について、理事会の監査要求に応じなければならない。

(監査に伴う謝礼金)

#### 第十三条

理事会は、会計監査委員が監査要求に応じた場合、収支決算の監査が備える公共性と責任を自覚させる目的から、会計監査委員に対し謝礼金を支給しなければならない。謝礼金の金額は、活動保障費に関する規則別表一に定める理事に対する金額を参考に、理事会がこれを定める。

(決算の承認)

#### 第十四条

本会の決算は、会計年度ごとに文化部代表評議員会、運動部代表評議員会、クラス代表評議員会及び教員代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを承認する。

(決算の報告)

#### 第十五条

理事会は、評議員会各会の承認を得た後、本会の決算を総会へ報告しなければならない。

### ■第四章 財務

(会計担当)

#### 第十六条

①理事会に、次の各号に掲げる役職を置く。定員は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会計 一名以上
- 二 会計補佐 一名以上

②会計又は会計補佐の役職を会計担当と呼ぶ。

(会計担当の職務)

#### 第十七条

会計担当は、理事会の担う本会の資産に関する管理業務を統括し、特に金銭の授受、予算の作成及び決算の作成に関して責任を持つ。

(会計担当者に対する援助)

#### 第十八条

会計担当の役職に就く者が本会及び理事会から金銭的援助や会費の返還を受ける場合、理事会での承認を必要とする。

(差し止め請求)

#### 第十九条

本会会員は、理事会構成員が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは社会通念一般に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合、当該行為によってこの本会に著しい金銭的損害が生ずるおそれがあるときは、当該人物に対し、当該行為をやめることを請求することができる。理事会は、理事会構成員に対する差し止めの請求があった場合、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(財務に関する懲戒)

#### 第二十条

- ① 評議員会は、理事会構成員が本会に著しい金銭的損害を与えたことが認められる場合、当該人物に対し、金銭的損害の全部又はその一部の返還をもって懲戒を請求することができる。
- ②前項に掲げる懲戒請求は、評議員会での審議及び議決を経なければならない。
- ③当該の理事会構成員は、金銭の返還に対し、活動保障費をもって償却することができる。

#### ■第五章 補則

#### 第二十一条

(改廃)

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

附則

この規則は、2020年1月1日から施行する。

※内容的な変更点は赤字

## ●サークルの加盟等に関する規則

### ■第一章総則

(目的)

#### 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会規約第十条に定められたサークルの加盟及び整理の条件その他に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

#### 第二条

この規則において用語の定義及び用法等は次の各号に定めるところによる。ただし、この規則外においてこの条に定める用語の定義および用法等を援用することを妨げない。

一 「部」と「サークル」とは同義とみなす。

二 削除

三 削除

四 「新入生」とは、その年度に初めて本会普通会員となった一年生をいう。

五 「両評議員会」とは、文化部代表評議員会および運動部代表評議員会の集会を指し、クラス代表評議員会および教官代表評議員会の集会を含まない。

六 「普通会員」とは、特に定めのある場合を除き、準会員を含む。

七 「所属の変更」とは、学友会規約第十条第一項の規定による、スポーツ活動を行うサークルは運動部総会に加盟し、それ以外のサークルは文化部総会に加盟するという原則に従い、サークルの加盟する総会を変更することをいう。

八 「該当総会」、「該当評議員会」とは、それぞれ加盟又は整理の対象となるサークルの加盟しようとする、又は加盟している総会、および当該総会から選出された評議員の構成する評議員会各会を指す。

九 「サークルの資格」とは、本会の総会に加盟しているか、加盟申請中であるか、そのいずれでもないかという区別を指す。

十 削除

十一 「文代」とは、文化部代表、「運代」とは運動部代表の略称である。

十二 「整理」とは、本会の総会に加盟しているサークルを除名し、又は加盟申請中サークルへ変更することをいう。

十三 「普通会員」とは、特に定めのある場合を除き、東京大学教養学部学友会規約における普通会員のうち、その年度分の普通会員の会費を払った者に限られる。ただし、原則として会費を払った日以前に遡って

普通会員としての権利を行使することはできないものとする。

十四 第十三号の規定にかかわらず、経済的事情など、やむを得ない理由によって会費の減免又は分納を許可された者については、特に定めのある場合を除き、この規則においても「普通会員」とみなされる。

十五 「無断欠席」とは、第十三号に定める普通会員が、学生理事会が承認する、委任・通告のいずれも行わずに欠席することを指す。

十六 「学友会担当」とは、加盟サークルが当該サークルの構成員である本会普通会員に課す役職を指し、学生理事会に対して、学生理事会の指定する個人情報明らかにする義務を負う。

(サークルの条件)

### 第三条

本会においてサークルは、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

- 一 当会全体の文化もしくはスポーツの発展に貢献するものであること、特に、組織を将来に維持していく意志のあること。
- 二 活動内容を公開すること。特に、会計状況に関して不正な収入および支出がないこと。
- 三 普通会員の、主体的な意志で成立する団体であること。
- 四 普通会員に対し、正当な理由なしに加入の拒否及び除名をしないこと。以下に正当な理由の一例を挙げる。

イ、サークル活動の遂行に一定の専門的スキルを必要とする場合。

ロ、試合等の出場に関して性別及び年齢等の制限がある場合。

(加盟および加盟申請中)

### 第四条

加盟サークルとは、サークルとして維持発展していく素地が整っている状態であり、加盟申請中サークルとは、維持発展ができるかどうか観察する状態である。

(学生理事会の義務)

### 第五条

学生理事会は原則として、定例総会で、加盟サークルおよび加盟申請中サークルの正式名称の一覧を参加者に配布しなければならない。サークルの資格又は所属の変更が行われた場合には、学生理事会はその旨公示しなければならない。新規加盟申請を受理しない場合、新規加盟申請を取消す場合、および加盟を取消す場合は、理由も示さなければならない。

(所属の変更)

### 第六条

社会環境の変化等によりサークルの活動趣旨がスポーツであるか否かが変わった場合、学生理事会が発議し、両評議員会で承認されれば、所属の変更を行うことができる。

(評議員会の議長)

## 第七条

両評議員会の議長は、互選でこれを選出する。ただし、当該評議員会において選出された理事のうち一名が議長を行う場合、議長の選出を省くことができる。

## 第八条 削除

## 第九条 削除

### ■第二章加盟サークル

(義務)

## 第十条

加盟サークルは次の各号に定める義務を負う。

### 一 削除

二 学生理事会に加盟更新書を提出すること。ただし、その書式及び提出時期は学生理事会が定めるものとする。

三 **サークルの構成員**の自由な討論により、活動計画・課題・目標等を定め、協力してその達成を目指すこと。その際、スポンサー契約などによって、サークルの外部の意志に拘束されてはならない。

(整理)

## 第十一条

①加盟サークルが次の各号に定める条件のいずれかを満たす場合、学生理事会は、該当評議員会に対し当該サークルを整理することを提案しなければならない。

### 一 削除

二 加盟更新書を二回以上連続して学生理事会の定める日までに提出しない場合、又は定例該当部会を三回以上連続して無断欠席した場合。

三 **加盟**サークルを構成する本会普通会員が一名もしくは〇名となった場合、又は外部とのスポンサー契約等により、自主的な活動計画の設定ができなくなった場合。

四 **加盟サークルの学友会担当の地位にある者が、複数の加盟サークルにわたって学友会担当を兼任する場合。**

五 **加盟サークルが第三条第三号及び第四号に定める条件に反し、理事会の調査をもって整理相当と判断される場合。**

②学生理事会は、定例該当総会を二回連続して無断欠席したサークルに対し、警告を行わなければならない。

### ■第三章加盟申請中サークル

(義務)

## 第十二条

当会の総会に加盟しようとするサークルは次の各号に定める義務を負う。

- 一 第十条第一号に定める事項。
- 二 学生理事会に加盟更新書を提出すること。ただし、その書式及び提出時期は学生理事会が定めるものとする。
- 三 定例総会において、学生理事会の定める方法により過去半年間の活動報告を行うこと。
- 四 第十条第三号に定める事項。
- 五 第十条第四号に定める事項。
- 六 第十条第五号に定める事項。

(申請)

### 第十三条

①加盟申請書を提出したサークルが次の各号に定める条件をすべて満たす場合、学生理事会は当該申請を受理し、当該サークルを加盟申請中とすることができる。

- 一 組織を存続させる意志があること。
- 二 削除
- 三 当該サークルが本会普通会員二名以上を含み、かつ自分自身の意志でその活動に参加していること。
- 四 当該サークルが正当な理由なく普通会員に対する加入拒否及び除名を行っていないこと。

②前項の申請の受理の可否に関し、学生理事会は当該申請を行った団体の代表者を招請し、活動状況及び意見を聴取することができる。

③第一項の申請を受理する場合、学生理事会は当該サークルの希望及び活動趣旨により、当該サークルがいずれの総会に加盟すべきかを決定しなければならない。

(整理)

### 第十四条

加盟申請中サークルが次の各号のいずれかに該当する場合、学生理事会は申請を取り消さなければならない。

- 一 削除
- 二 加盟更新書を学生理事会の定める日までに提出しない場合、又は該当総会での活動報告を行わない場合。
- 三 第十一条第一項第三号に定める場合。
- 四 第十一条第一項第四号に定める場合。

(加盟)

### 第十五条

加盟申請中サークルが次の各号に定める条件をすべて満たした場合、学生理事会は、該当総会で当該サークルが加盟の条件を満たしたとして紹介し、該当評議員会に対し当該サークルを加盟にするかどうか協議することを提案しなければならない。

- 一 削除
- 二 該当総会での口頭での活動報告を三回以上行うこと。
- 三 当該サークルの普通会員が、少なくとも新入生と、前年度以前入学者の二名おり、かつ自分自身の意志でその活動に参加していること。
- 四 当該サークルが正当な理由なく普通会員に対する加入拒否及び除名を行っていないこと。

#### 第十六条

##### 削除

#### ■第四章補則

(改廃)

#### 第十七条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

#### 附則

この規則は原則として2020年6月1日より適用する。